

令和2年第4回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年9月11日（金曜日）午前9時35分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第7号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第8号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 議案第50号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号））
- 第 7 議案第51号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号））
- 第 8 議案第52号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第53号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第54号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第55号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第56号 令和元年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第57号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第58号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第59号 令和元年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第60号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第61号 令和元年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第62号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第63号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第64号 令和元年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第65号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について
- 第22 議案第66号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第67号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第24 議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第25 議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第26 議案第70号 教育委員会委員の任命について

第27 議案第71号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 小黒博泰 | 2番 | 中川正弘 |
| 3番 | 中野勝正 | 4番 | 高橋速円 |
| 5番 | 諸橋和史 | 6番 | 加藤修三 |
| 7番 | 三輪正 | 8番 | 安達一雄 |
| 9番 | 高桑佳子 | 10番 | 仙海直樹 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 町長 | 小林則幸 |
| 副町長 | 山田正志 |
| 教育長 | 佐藤亨 |
| 会計管理者 | 池田則男 |
| 総務課長 | 河野照郎 |
| 町民課長 | 金泉嘉昭 |
| 保健福祉課長 | 権田孝夫 |
| こども未来室長 | 矢川浩之 |
| 産業観光課長 | 大矢正人 |
| 建設課長 | 小崎一博 |
| 教育課長 | 矢島則幸 |
| 産業観光課参事 | 内藤良治 |
| 総務課参事 | 金泉修一 |
| 町民課参事 | 棚橋まゆみ |
| 代表監査委員 | 石川豊 |

○職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 権頭昇 |
| 書記 | 関川理沙 |

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから令和2年第4回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時35分）

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営委員長から、9月2日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、高橋速円議員及び5番、諸橋和史議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎議会報告第7号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、議会報告第7号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告をいたします。加藤修三議員から去る8月26日に開催された8月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。高桑佳子議員から去る8月26日に開催された第41回町村議会広報研修会について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第8号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（仙海直樹） 日程第5、議会報告第8号、閉会中の継続調査の結果報告を行います。

社会産業常任委員長、7番、三輪正議員。

○社会産業常任委員長（三輪 正） 報告申し上げます。

社会産業常任委員会調査報告。当委員会が行った所管事務調査について、会議規則第77条の規定によりその結果を報告いたします。

本委員会閉会中の継続調査といたしました事件名は、産業と観光問題及び福祉問題についてでございます。大矢産業観光課長の出席を得て、8月24日、議員控室において開催いたしました。

調査は、当町の農業の現状と今後の方向についてと漁業の現状と問題について、各委員より出た質問について詳細な説明を求めました。大矢課長より各質問ごとに現状説明と町の対応について説明がありました。新型コロナウイルスの影響を農業、漁業とも強く受けているという報告がありました。

- 1、米の仮渡金が大幅に値下げしている。酒米は2割を米粉使用の通知がありました。町は、コシヒカリと酒米について下落分の支援を9月補正で考えている。
- 2、農業の後継者確保について。農地の集積、圃場整備の推進が必要である。
- 3、ブランド米、出雲崎の輝き。2軒で80アール。農薬と化学肥料の7割減で収量も少なく、労力がかかるため、生産者との協議の結果、生産者からの買取り価格が1俵2万円となった。ふるさと納税返礼品や関西方面主体で売り込みたいということでございました。
- 4、イノシシ対策について。駆除は4月以降12頭。町は1頭2万円の補助をしております。電気柵は、最初に設置するときは被害がないと補助対象にならないということでございます。
- 5、魚価の下落について。新型コロナウイルスの影響で大幅に下落しており、経営は厳しい状況である。落ち込み部分の補填が必要と考えている。
- 6、さぎえの炊込みご飯の素について。順調に販売されている。1回の製造ロットが500ないし

600箱ということでございます。

委員より、農業、漁業とも現状の厳しさの報告を受け、特に新型コロナウイルスの影響を受けて、米価、魚価の大幅な値下げは今後の農業、漁業の将来にとって問題であり、落ち込みの補填が必要と意見がありました。委員会としても、町の主要産業である農業、漁業の振興を町に強く要望していきます。

以上、社会産業常任委員会閉会中の継続調査の結果報告といたします。

○議長（仙海直樹） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

◎議案第50号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号））

議案第51号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号））

○議長（仙海直樹） 日程第6、議案第50号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号））、日程第7、議案第51号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号））、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号及び議案第51号につきまして、関連がございますので、一括してこれをご説明申し上げます。

このたびの専決処分は、いずれの補正予算につきましても主に新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴いまして、一般会計予算の補正が必要となりましたので、第50号を本年7月15日、第51号を8月21日にそれぞれ専決処分したものであります。

初めに、議案第50号につきましてご説明申し上げますと、2款の総務費では、町のデマンド交通の密を低減するために、7人乗りワゴン車を導入するための補助金を計上いたしました。

3款の民生費では、新生児に対する特別支援金の交付に要する経費を計上いたしました。

6款の農林水産業費には、7月豪雨災害の対応として上中条地内で行うのり面保護工事を行う緑のぼんそうこう工事に係る工事請負費を計上いたしました。

7款の商工費では、町の支援策として実施している事業継続支援給付金及び持帰り等利用促進支援金を追加しております。また、新たに実施する観光施設利用促進事業補助金等を計上いたしました。

8款の土木費では、地域の環境整備活動に対する報償金等を計上いたしました。

10款の教育費では、就学援助世帯に対する応援支援金に要する経費を計上しております。

これらの財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金並びに分担金、国県補助

金及び地方債を充当し、残余については繰越金を充てております。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,749万3,000円を追加いたしまして、予算総額を39億1,869万1,000円とするものであります。

次に、議案第51号につきましてご説明を申し上げます。3款の民生費は、ふれあいの里の漏水に対応するため、給水管の移設工事費を計上いたしました。

4款の衛生費では、町内業者等が行う衛生設備及び衛生用品の購入などの感染防止対策に要する経費に対する補助金を計上いたしました。

10款の教育費では、小中学校の手洗い場の自動水栓化、網戸の設置等の経費を計上いたしました。

これらの財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び繰越金を充てております。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,127万8,000円を追加いたしまして、予算総額を39億3,996万9,000円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたび専決処分をいたしました補正予算第5号及び第6号とも、町の支援策第4弾、第5弾として実施した新型コロナウイルス感染症に対応するための予算措置となります。

初めに、補正予算第5号につきましてご説明させていただきます。予算書をご覧ください。歳出予算となります。ページに行きまして213ページをお願いいたします。2款総務費でございます。7目企画費にデマンド交通車両購入事業補助金を計上いたしました。7人乗りのワゴン車1台を新たに整備するものでございます。購入に係る経費を運行事業者に補助いたします。補助率は10分の10以内となっております。

3款民生費、6目子育て世帯応援支援金事業費でございます。18節、町出産特別支援金です。特別給付金等の基準日後に生まれた新生児に対する支援金で、1人につき12万円を支給するものでございます。

次に、214ページをお願いいたします。6款農林水産業費です。4目農地費です。神条地区農業用水路修繕事業補助金は補助率30%です。

2項2目林業振興費、県緑のばんそうこう工事でございます。工事内容は、町長説明のとおりでございます。県補助が50%、町負担が40%、受益者負担10%の工事となります。

次に、215ページお願いいたします。7款商工費です。2目商工業振興費、18節です。事業継続支援給付金の追加は、5月、6月分の合計売上高の減少に伴う給付金となります。持帰り等利用促進支援金は、事業実施に伴いまして支援金が不足したことから追加をしたものであります。

3目観光費です。11節と12節は、8月15日に実施しました復興祈願花火の打ち上げに係る経費でございます。18節、観光施設利用促進事業補助金です。天領の里及び良寛記念館などの観光施設の利用促進を図るもので、町観光協会が実施する事業に対する補助で、1,000円の商品券を2,000人分予算計上いたしました。

8款土木費です。1目土木総務費で、次の216ページになりますが、18節です。建設業コロナ感染症防止対策物品等購入費補助金、こちらは土木、建築事業者に対する感染防止と熱中症予防に対する経費を補助するものでございます。補助率は10分の9以内となっております。

2項2目道路維持費でございます。町道維持修繕工事の追加は、町道六郎女線ののり面保護工事を行うものでございます。

217ページ、10款教育費でございます。2項の小学校費と3項中学校費共通になります。学習指導員をそれぞれ1人任用する経費を計上いたしました。また、就学援助世帯応援支援金を計上してございます。

最後に、218ページをお願いいたします。5項2目体育施設費です。町民プールの感染防止対策として、自動水栓化及び網戸の設置を行う工事の予算となっております。補正予算第5号は以上でございます。

続きまして、補正予算第6号の補足説明をさせていただきます。補正予算第6号につきましては、8月19日の全員協議会で説明したところでございますが、その後の事情変更によりまして、一部内容を変更して専決処分をさせていただきます。ご了承願います。

予算書の225ページをお願いいたします。3款民生費です。2目障害者福祉費、18節、就労継続支援事業所緊急対策支援金でございます。利用者の工賃を上乗せして支払うため、本町唯一の就労継続支援事業所であるふれ愛サポートセンターいずもぎきに助成するものでございます。

6目保健福祉総合センター管理費です。14節、給水管移設工事、町長説明のとおりでございますが、全員協議会説明直後ですが、漏水事故が発生いたしまして、急遽予算措置をさせていただきました。延長87mとなります。

2項2目児童措置費です。出雲崎こども園空調室外機修繕事業補助金で、補助率2分の1となっております。

226ページをお願いいたします。4款衛生費です。6目環境衛生費、18節、町感染防止対策設備整備等推進事業補助金でございます。補助率は10分の10以内。1事業所当たり20万円の補助金を80事業所分予算計上してございます。

10款教育費です。教育費の事業内容は、町長説明のとおりでございます。予算計上額についてでございますが、全員協議会でのご指摘を受けまして、自動水栓化の修繕につきましては、器具を精査し、最も経済的に施工できるように見直して専決処分をいたしました。また、網戸につきましても、町民体育館等のアリーナなど取り外しが難しい場所につきましては、金属製の網戸を取り付け

ることとして措置しております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第50号の質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 今回の補正ですけれども、今の議案は7月15日に専決されているものですので、今9月ですので、大分過ぎているので、ちょっとお聞きしたいんですが、215ページです。商工費、3目の観光費の中の町観光施設利用促進事業補助金、天領の里と良寛記念館両方見た場合は1,000円の補助が出るというものだと思いますけれども、夏場のピークが過ぎましたので、あらかじめ利用される方は利用されたんだろうなというふうに思うんですけど、今現在どれぐらいの方が利用されたんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 215ページのキャッシュバックキャンペーンと銘打ってやっているものでございます。手元に昨日までのデータがちょっとございませんが、今週天領の里からキャッシュバックキャンペーンでお配りした形のものの請求がございましたが、後ほど正確な数字をお話しさせていただくような形でよろしいでしょうか。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 私が申し上げたいのは、やることは悪いことじゃないし、こういうふうに良寛記念館と天領の里をリンクさせるということは元来あるべきだと思うんですけど、ただ場所が離れている施設で、そしてまたターゲットとする人間がある程度違う方たちが入ってくるんじゃないのかなというふうに考えておりましたので、なかなかこの2つを一緒に見ていただくというのは至難の業だなというふうに思っておりましたので、果たしてこれだけの予算を消化できるのかなというのは実は最初から考えておりましたので、今現在、後で結構ですので、どれぐらいの消化率なのか、あるいはできれば100%消化していただいて、これじゃ足りないよと、もっとどんどん、どんどんこうやっておかげさまで両方見ていただいて、1,000円割引使って足りないよというふうになってくれればいいんですが、どうも客観的に見るとそうじゃないような気がするので、その辺また詳しく、後で資料できてからでもいいですが、教えてください。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 215ページ、8款、土木総務費、地域環境維持作業報償金ということで、我々もこれを申請しようと思っており、1人の出役に対して1,000円というのだと思います。正直な話、これ農地・水関係もありまして、各集落から全員で参加できたものではないと思います。そういう意

味で、今お聞かせ願いたいのは、いつまでこれ継続できるものなのか、また申込みはいつまでの範囲内で行えるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 地域環境維持作業報償金でございます。いつまでということでございますが、今年度末までの活動に対して報償金を支給させていただきます。今農業関係の補助金と絡めてというお話がございましたけれども、この地域維持作業報償金につきましては、農地、林地、それは除外させていただいております。あくまで皆さんでお使いになる公会堂ですとか、道路ですか、そういうところを対象にさせていただいております。

○議長（仙海直樹） 5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 確認なんですけれども、3月31日までということですね。それで、農地を除外するという話あるんですけれども、町道の草刈りとか、我々もそうなんですけれども、公会堂の草刈り、そういうものは認定されるわけですか。分かりました。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） もう少しみんな出てくるかなと思ったら誰も出ないので、もう一つだけお聞かせください。

215ページの商工振興費の中の町事業継続支援給付金追加というのは400万円なんですけれども、これは5月、6月の売上げなんですよね、昨年と比較するのは。どこの事業所も多分みんな5月、6月減っていると思うんですが、ただ持帰り等利用促進事業で町は今年の5月、6月にイベントやっているんですよね。そして、売上げ増を図っているわけです。各お店はそれによって、聞いたところによると、私もいろいろなお宅の仄間で、懐事情知りませんが、例年以上の売上げあったよというところもあるわけです、お店によっては。それを対象として昨年度と売上げが半額になったお店を補助するというのは、これはちょっと矛盾していませんか。例えばイベントをする前の金額が半額であったならば補助しますよというのは分かるけど、イベントやって、どんどん、どんどんすごかったですよね、持帰りのイベントは。それで、土日になったら例えば浜焼き屋さんでもとてもじゃないけど、勘弁してくれと、あるいはおすし屋さんでももう駄目だよというぐらいのにぎやかで、本当に助かっているというイベントやったツケが去年との売上げの対比になっているというのはどうも解せないんですけど、この辺はどういうふうに考えますか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 持帰り等利用促進事業をやらせていただきまして、そこでも追加をさせていただいておりましたけれども、非常に好評いただきました。しかし、持帰りの事業に関係ない業者様が相当いらっしゃる。そういう方々につきましては、昨年と比べて大きく落ち込んでいる方がいっぱいいらっしゃいます。そういう方々に対しまして町としまして支援をしていき

いということで、この事業継続給付金につきましても新たに追加をさせていただいております。8月11日から今日まで1か月間お申込みを受け付けておりますが、昨日までの時点で36件の申請をいただいております。400万円の追加に対しまして340万円ぐらい支出をしているという形になっておりますので、それなりの支援ができていないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 今コロナで町の事業所の疲弊感というのはひどいものがある。売上げ等々の減少によって、昨年対比で見れば本当に厳しいものがある。ただ、今回こういう補助を受けるときになると、5月、6月の売上げが対象になったばかりになかなか対象にはならないというところもございまして、次またいろいろなものを考えていただけたらと思っておりますので、次のあるいは第2弾、第3弾、第4弾というときにまたいろいろなものを考えながら、ぜひ補助策あるいは対応策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第51号の質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 226ページ、教育費、2項の小学校費、中学校費、先ほど説明ありましたけれども、全員協議会のときに手洗いの自動水洗化高いのではないかとということで、大分見直されて削減されているのは大変いいと思います。ただ、その中で逆に、先ほど説明ありましたけど、体育館の網戸関係なんですけど、体育館のアリーナ等は鉄製のものに替えると説明ありましたけど、小学校、中学校の網戸関係も鉄製のほうに替えることで当初予算より大分上がっていると思うんですけど、その辺ちょっと説明願います。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） まず、網戸の件でございます。体育館につきましては、考え方的には取り外し等とか、なかなか高所であったり、いわゆるプラスアルファの経費がかかる場所につきましては、耐久性や取替えの経費を考えまして金網製にしたということでございます。町民体育館におきまして設置する場所につきましては、中側からの設置が難しく、外側から高所作業ということになりまして、その場所については、今ほど申しました金網製で耐久性に優れたものというものでございます。小学校、中学校につきましては1階でございまして、外側から普通に取り外しができ

るということでありまして、中側については格子が全てついておりますので、ボールが当たっても網戸に直接当たることはないということで、作業の面でそういった使い分けをしているところでございます。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 体育館は分かりました。ただ、小学校、中学校、前回の全員協議会のときで小学校で網戸24組で75万1,000円が今回94万9,000円、中学校が61組で243万9,000円が今回267万9,000円と大分上がっていますよね。その辺で、ただ取付け云々で、前回の説明であった普通のナイロン製の網でもって、何でここまで、全員協議会のときの予算とこれだけ上がるのか説明ください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 増えた部分につきましては、小学校で約20万円弱、中学校で同じく20万円ちょっとでしょうか。これにつきましては、それぞれ今の体育館の網戸分が増設になったということで、小学校につきましては7か所、中学校につきましても7か所分の増ということで、金額が8月の全員協議会で申し上げた数字よりも上がったというものでございます。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） ということは、小学校も中学校も体育館分が増えたので、これだけ上がったということいいですね。分かりました。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号及び議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号及び議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第50号から行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第51号を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

◎議案第52号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第8、議案第52号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第53号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号及び議案第53号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本年10月から運用を開始いたしますところのコンビニエンスストアでの証明書交付に伴うものであります。

議案第52号の町印鑑条例の一部改正では、多機能端末機でマイナンバーカードを使用して印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするものであります。

次に、議案第53号の町手数料徴収条例の一部改正では、多機能端末機での住民票写し及び印鑑登録証明書の交付手数料を、事務の軽減が図られることから、窓口交付より100円減額し、200円とするものであります。あわせて、住民票写し交付手数料の人数による徴収規定を廃止をいたしまして、窓口での交付を一律300円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） それでは、議案第53号、手数料徴収条例一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、町長の提案理由のとおりです。コンビニ交付等の多機能端末機で取り扱う住民票写し、印鑑登録証明書については、窓口交付時における受付から証明書作成、交付、そして手数料徴収までの一連の事務作業が不要となること、併せて窓口への来庁抑制とマイナンバーカードの取得向上にもつながるため、コンビニ交付の手数料を現行手数料より減額して制定をするものでございます。

県内でコンビニ交付を実施しております13市のうち、コンビニ交付の手数料を減額しているところは6市ありまして、多くは50円もしくは100円の減額となっております。また、住民票写しで人数加算や枚数加算で追加徴収をしている県内の市町村は4市町村しかなく、コンビニ交付でも交付枚数が複数枚となっても手数料の追加徴収はありませんので、住民サービス向上のため、人数による徴収規定を廃止するものでございます。

なお、新旧対照表は議会資料の27、28ページにございますので、ご確認をお願いいたします。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第52号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第53号の質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 前にもたしか一般質問で手数料、低ければいいという、これは低いほうがいいんですが、出雲崎町のいろんな意味で無料とか、とにかく大変低いということはよく承知しているんです。大変ありがたいことなんですが、この印鑑なり手数料等、今の他の自治体のことかというと50円刻みのところもあるやに今承知しているんですけど、ですから例えば若干でも、一概に例えば手数料の300円を200円にするということではなくて、例えば250円とか、若干でもいただくものはいただいたほうが町の自主財源の観点からも若干でも寄与するのではないかというふうになんか思うんです。その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 今ほどの減額の率につきましてでございます。先ほど減額しているところが6市あるということでお話をさせていただきましたが、50円減額をしているところが3市、100円

が2市、150円が1市ございます。そして、通常の手数料、窓口等で行っているところですが、私どもは300円でございますが、やはり市町村によりまして350円徴収しているところもございますし、250円、200円というようなどころもそれぞれございます。それは恐らく、議員さんおっしゃったとおり、その市の手数料に対するお考えでそれぞれ決めているところでございますけれども、私どもの町といたしましては100円の減額ということで進めておりますけれども、これにつきましては、他の市町村との比較をいたしましても妥当な金額であるというようなどころもございまして、あとはとにかくマイナンバーカードの取得向上というところをやはり目指したいというようなどころもございまして、より住民の方にアピールもできるというようなどころで金額を設定をさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） ざっくり言うと、マイナンバーカードの利用促進という観点を主に考えて200円にすると、こういう理解でいいですか。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） それが全ての目的ではございませんけれども、一つの方向性として、マイナンバーカードの取得、こちらのほうが現在やはり少し伸び悩んでいるというところもございまして、今後保険証と使えるような形というようなサービスの拡充がありますものですから、できるだけ拡大をしていきたいというところも一つの理由というところでご理解を願えればと思っております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号及び議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号及び議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第52号から行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第53号を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第10、議案第54号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第54号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は本年4月1日から施行されているところですが、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出を定める規定に誤りがありましたので、このたび条例の一部を改正し、本年4月1日に遡及をしまして適用するものであります。

改正の内容は、第23条に規定する月額による報酬に係る職員の勤務1時間当たりの報酬額を改めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたび改正をお願いいたします勤務1時間当たりの報酬額、これは時間外勤務手当を支払う際に用いる額となります。その算出方法は、報酬額を勤務時間で除して求めることとなりますが、現行条例では分母に当たる勤務時間の計数をフルタイム職員の1日当たり勤務時間となる7.75として一律に定めております。パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は職務により差異がございますので、当該職員について定められた勤務時間で除する必要があり、このたび改めるものでございます。この改正によりまして、4人の職員に時間外勤務手当を追加で支給することになり、支給合計額は1,121円となります。今後このような誤りがないよう細心の注意をもって行う所存でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第11、議案第55号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第55号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴いまして、町条例で定める基準の内容を国の基準と同様の内容に改めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（矢川浩之） それでは、補足をいたします。

改正の理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおり、国の基準の改正に基づき条例を改正するものでございます。

第1条の出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の改正内容といたしましては、1点目は家庭的保育事業者等は卒園後も引き続き教育、保育が受けられるよう集団保育の体験機会の提供、代替保育の提供、3歳以上児の卒園後の受皿を担う連携施設の確保が求められておりましたが、第6条第4項、第5項で家庭的保育事業者等による保育の提供を受けている子どもについて、町が卒園後の入園先の利用調整を行うなどの措置をして、引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、事業者による連携施設の確保を不要とするものであります。

2点目は、第23条第2項関係で引用している法の条文の号ずれを改めるものでございます。

3点目は、第37条関係で居宅訪問型保育事業者が提供する保育に関する規定の整備をするものであります。

第2条の出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、第42条第4項、第5項で特定地域型保育事業による保育の提供を受けている子どもについて、町が卒園後の入園先の利用調整を行うなどの措置をして、引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、特定地域型保育事業者による連携施設の確保を不要とするものであります。

以上が改正の内容となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 家庭的保育というのを一口に言ってもちょっと分かりにくいかなと思うんですけども、今出雲崎には海岸の出雲崎保育園と小木之城保育園と2つある。この家庭的保育園というのは、要するにその保育が終わった後の話という理解でいいんでしょうか。既に定められているけれども、出雲崎町では今対象がないということの認識でよいかと思うんですけども、お聞きしたいと思います。

○議長（仙海直樹） こども未来室長。

○こども未来室長（矢川浩之） 今回の改正の事業所については、当町については事業所該当なしということでありまして、あと家庭的保育事業というのが特定地域型保育事業と同じ意味合いなんですけど、保育園、あとこども園とか幼稚園、その辺のところの定員、人数、それが20人以上は教育施設とかという形になりますが、家庭的保育事業につきましては定員が20人未満の小規模の保育事業の形になっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今回の改正の以前に、今高桑議員も質問しましたが、私も非常に分かりにくいというか、出雲崎にとって今具体的にどういうふうな、例えば居宅訪問型保育事業とか、こういったのは実際どの程度行われているのか、その辺の現状をちょっとまず聞かせてもらいたい。

○議長（仙海直樹） こども未来室長。

○こども未来室長（矢川浩之） 家庭的保育事業につきましては、当町のほう特に実施しておりません。この事業自体が待機児童の解消というか、そういう部分でつくられた制度になっておりますので、当町におきましては今そういう待機児童とかはないので、特に事業としてはやっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩を行います。

（午前10時28分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

-
- ◎議案第56号 令和元年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第57号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第58号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第59号 令和元年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第60号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第61号 令和元年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第62号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第63号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第64号 令和元年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（仙海直樹） 日程第12、議案第56号 令和元年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

て、日程第13、議案第57号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第58号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第59号 令和元年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第60号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第61号 令和元年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第62号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第63号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第64号 令和元年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第56号から議案第64号まで、令和元年度各会計の決算認定につきまして一括してご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜上決算額は1,000円単位とさせていただきます。

初めに、議案第56号を説明申し上げます。令和元年度の一般会計予算額は、当初予算32億8,800万円に前年度からの繰越明許費7,245万円を加え、33億6,045万円でスタートいたしました。途中7回の補正予算で8,488万円を追加し、最終予算規模は34億4,533万円となりました。

決算額は、歳入総額は34億6,667万6,000円、歳出総額は33億1,823万8,000円となり、歳入歳出差引額は1億4,843万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1,139万円を除くと、実質収支額は1億3,704万8,000円の黒字決算となりました。

歳入決算額は、前年度に比べまして1億1,334万6,000円、3.2%の減となっております。県支出金、繰越金、地方債及び地方交付税等が減額している一方、地方税及び繰入金などが増額となっております。

県支出金の減額は、エコパークいずもぎきに係る第3期処分場周辺環境整備事業交付金が減額したことなどが要因となっております。また、同施設に係る固定資産税が増額したことによりまして、地方交付税が減額いたしました。

歳入の主なものは、多い順から地方交付税が14億8,290万6,000円、歳入総額に占める割合は42.8%となっています。次いで、町税が4億7,582万2,000円、同14.1%、国庫支出金が3億4,950万1,000円、同10.1%、県支出金が3億3,494万3,000円、同9.7%の順であります。

歳入を特定財源と一般財源とに分けて見ますと、町税や地方交付税などの一般財源は24億992万9,000円、歳入全体の割合は69.5%となり、昨年度より2.4ポイント上昇しました。一方、国県支出金、地方債などの特定財源は10億5,674万7,000円で、同じく30.5%となっています。

次に、歳出決算額についてご説明を申し上げます。歳出決算額は、前年度に比べまして1億2,042万

5,000円、3.5%の減となりました。減少した主な要因及び科目は、県営中山間地域総合整備事業負担金の減額により農林水産業費、及び中学校校舎棟の空調設備改修工事等の完了によりまして教育費などであります。

歳出の主なものは、民生費が8億2,698万1,000円で、歳出全体に占める割合は24.9%です。続いて、土木費は4億9,106万円、同じく14.8%、公債費が3億9,257万8,000円、同じく11.8%、総務費が3億7,997万8,000円、同じく11.5%の順になっております。

歳出決算を性質別で見た場合におきまして、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は13億3,558万4,000円、構成比は40.2%で、前年度より1ポイント減となっております。

投資的経費では、普通建設事業費が4億5,096万8,000円、構成比は13.6%、前年度比7.5ポイントの減となりました。

町債の令和元年度末現在高は33億9,363万1,000円、前年度より1億3,690万3,000円減少しております。

地方債別年度末残高では、過疎対策事業債が14億2,804万8,000円、次いで臨時財政対策債が13億4,830万4,000円となっております。

また、財政健全化法に基づく5つの指標数値は、本町は全ての指標において特に問題のない比率となっております。

今後も大きな歳入割合を占めておりますところの地方交付税の動向に注視しながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で、政策的重点課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第57号につきましてご説明を申し上げます。令和元年度末における被保険者数は651世帯、998人で、前年度より世帯数は18世帯減少、被保険者数は20人減少しております。

歳入では、国保税の収納総額は9,051万4,000円、現年度分の収納率は98.1%となりまして、前年度より0.5ポイント増加しまして、滞納繰越し分を合わせました収納率は95.8%で、前年度より1.4ポイント増加しました。保険給付費に必要な費用が全額交付された県支出金は3億7,365万1,000円となりまして、前年度より約1,280万円減額いたしました。また、繰入金では財政調整基金から800万円を繰り入れまして、年度末現在高は6,865万4,000円となっております。

一方、歳出では保険給付費が3億6,682万8,000円で、前年度より約1,200万円、3.2%減少いたしました。また、県に納めました保険事業費納付金は1億2,298万1,000円で、前年度より約760万円、6.6%増加をいたしました。

これらによりまして、令和元年度本会計の決算額は、歳入総額は5億5,793万8,000円、歳出総額は5億1,625万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,168万8,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第58号につきましてご説明を申し上げます。令和元年度末における第1号被保険者数は1,779人で、前年度より1人減少となっております。そのうち要介護・要支援認定者数は334人で、認定者の割合は18.8%、前年度より0.3ポイント増加し、引き続き高い水準になっております。

歳入では、介護保険料は1億2,074万3,000円、収納率は99.8%、前年度より0.1ポイント増加しました。その他の歳入では、決算額の多いほうから国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金の順となっています。

一方、主な歳出では、保険給付費が5億7,484万4,000円、前年度より2,511万円、4.6%増加をいたしました。居宅介護サービス給付費が減少しました一方、施設介護サービス給付費と地域密着型の介護サービス給付費が増額をしております。また、地域支援事業費が3,428万6,000円で、介護予防・生活支援サービス事業費の増などによりまして219万5,000円、6.8%増加をいたしました。

これらによりまして、令和元年度の本会計の決算額は、歳入総額は6億8,530万9,000円、歳出総額は6億6,729万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,801万4,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第59号についてご説明を申し上げます。令和元年度末の被保険者数は1,076人、前年度より17人減少しております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の4,197万5,000円で、収納率は100%となっております。前年度より238万5,000円、6%増加いたしました。その他、一般会計からの繰入金などがあります。

一方、主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金が5,822万1,000円、前年度より133万4,000円、2.3%増加をいたしました。

これらによりまして、令和元年度の本会計の決算額は、歳入総額6,067万3,000円、歳出総額は6,006万9,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに60万4,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第60号につきましてご説明を申し上げます。令和元年度は、米田、常楽寺地区の配水管布設替え工事を実施いたしました。また、ほ場整備に伴いますところの市野坪地区の配水管移設も行ったほか、浄水場のろ材交換を行い、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、令和元年度本会計の決算額は、歳入総額は1億9,242万8,000円、歳出総額は1億8,219万3,000円、歳入歳出差引額は1,023万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源387万3,000円を除くと、実質収支額は636万2,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第61号につきましてご説明を申し上げます。令和元年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、令和元年度本会計の決算額は、歳入総額は1,156万4,000円、歳出総額は1,036万9,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに119万5,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第62号につきましてご説明を申し上げます。令和元年度では、処理区の統合に伴う補助事業申請書の作成を行ったほか、3処理区の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、令和元年度の本会計の決算額は、歳入総額は1億1,125万4,000円、歳出総額は1億616万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに508万9,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第63号につきましてご説明を申し上げます。下水道特会では、久田浄化センターのストックマネジメント対策で電気設備の実施設計を行いました。このほか例年と同様に施設の維持管理、起債の償還を実施しております。

これらによりまして、令和元年度本会計の決算額は、歳入総額は1億5,840万1,000円、歳出総額は1億5,490万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに349万5,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第64号につきましてご説明を申し上げます。令和元年度は、松本ひがし団地の分譲を実施いたしました。20区画のうち分譲は11区画でございます。令和2年度で申込みが3件ありますので、残り区画は6区画を分譲中であります。

歳出では、ひがし団地の宣伝広告、街灯やごみ置場の整備を実施いたしました。

これらによりまして、令和元年度の本会計の決算額は、歳入総額は3,961万6,000円、歳出総額は3,201万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに760万3,000円の黒字決算となりました。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきましてその概要を説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧いただきまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、石川豊さん。

○代表監査委員（石川 豊） ご苦労さまです。代表監査委員の石川でございます。

令和元年度出雲崎町決算審査意見をお手元の審査意見書に基づきご説明いたします。

本題に入る前に、今回意見書の見直しを実施したことをご報告いたします。見直しの根拠、背景は、意見書作成に携わる関係者の時間的制約やマンパワーを考慮したことによる事務負担の軽減、いわゆる合理的時短を目指して行ったものであります。

その見直しの結果について説明いたします。大きく変更した点は2つございます。まずは、目次をご覧ください。1つ目は、意見書掲載の項目の順番を変えたことでございます。一般会計、特別会計決算の審査意見と基金運用状況の審査意見の2つと、それから審査意見の総評を新たに設けて順番に掲載をいたしました。その次に決算の概要等について、審査資料として5ページ以降掲載いたしました。

2つ目は、意見書の内容で重複していると思われる部分を削除、省略したことでもあります。次ページをご覧ください。注釈の2に記載のとおり、財産項目を削除いたしました。決算書に掲載されている財産項目のそれぞれの一覧表をそっくり載せていたことが削除の理由でございます。必要であれば決算書をご覧いただきたいと思っております。

もう一つの削除は、昨年まで最終ページに掲載しておりました決算審査の結びも同じく省略をすることにいたしました。審査意見や審査資料の中で既に評価している事柄と重複していることがそ

の理由であります。この決算審査の結びに代わり、項目の順番で申し上げました審査意見総評を設けたということでもあります。

なお、決算の概要等をお示ししている審査資料の内容は従来どおり変わりございません。今後も見やすく、中身のある内容を目標に意見書作成に精進する所存でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、お待たせしました。1ページをご覧ください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。令和元年度出雲崎町一般会計決算、以下元号を割愛させていただきます。出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、出雲崎町介護保険事業特別会計決算、出雲崎町後期高齢者医療特別会計決算、出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、出雲崎町下水道事業特別会計決算、出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

以上、一般会計決算並びに8つの特別会計決算でございます。

2、審査の期間。令和2年7月20日から令和2年8月28日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しては関係職員から説明を聴取するとともに、当該年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等に関わる事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められます。

一般会計の決算規模は、歳入34億6,667万円、歳出33億1,823万円であり、双方とも前年度に比べ歳入で3.2%、歳出で3.5%の減少となりました。また、実質単年度収支は1,300万円余の黒字となっております。財調基金残高は17億8,195万円となっており、国、地方を取り巻く厳しい財政状況の中にあって、堅実、着実な財政運営が行われております。

経常収支比率は、前年度と同じ86.1%でありました。

また、実質公債費比率については9.1%、前年度に比べ1.3ポイントの増となっておりますが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べます。

また、特別会計については、全ての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にあります。詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べることにいたします。

その指標の項目ですが、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政健全化に関する法律

に基づき、令和元年度決算に係る各指標についても以下のとおり審査を行いました。

まずは、財政健全化指標であります。

なお、財政健全化指標並びに次の経営健全化指標の表示で黒字の場合は、比率はマイナス表示されますので、ご承知ください。

では、説明いたします。①、実質赤字比率は黒字となっています。数値はマイナス6.66%です。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲、以下国の基準範囲と申し上げますが、11.25%から15%であります。

②、連結実質赤字比率は黒字となっています。数値はマイナス12.32%です。赤字である場合の国の基準範囲は16.25%から20%であります。

③、実質公債費比率は前年度より1.3ポイント増加し、9.1%となっています。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっています。

④、将来負担比率はマイナス48.5%で、将来の負担はありません。国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっています。

次に、経営健全化指標であります。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっております。数値を申し上げますと、簡易水道事業特別会計マイナス6.3%、特定地域生活排水処理事業特別会計マイナス19.0%、農業集落排水事業特別会計マイナス14.9%、下水道事業特別会計マイナス7.0%、住宅用地造成事業特別会計マイナス527.1%となっております。いずれの特別会計も赤字である場合の国の基準範囲は20%であります。

なお、各比率の算出方法など詳細については12ページから15ページに掲載してありますので、後ほどご覧になってください。

3ページでございます。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。

- (1)、令和元年度出雲崎町街なみ環境開発基金。
- (2)、令和元年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。令和2年7月20日から令和2年8月28日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の金融機関残高証明書並びに運用状況表に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査いたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金の残高証明書並びに運用状況表は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されたものと認められます。

審査の概要については68ページ、69ページに掲載してありますので、後ほどご覧ください。

次ページの決算審査の総評でございます。今ほどご説明のとおり、令和元年度の一般会計、特別

会計決算及び各基金運用状況等は全般的に適正に予算執行されており、その事務処理もおおむね適正に行われているものと認められます。実質単年度収支は1,300万円余りの黒字計上をしており、堅実な財政運営が行われているものと考えます。また、財政健全化指標等については、いずれも黒字もしくは国の基準範囲の数値を下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特に指摘すべき事項はございません。今後も必要な事業への積極的な財源配分を行い、安心、安全なまちづくりを目指して、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものであります。

一方、行政関連事項の中で町の危機管理について改めて申し上げたいと思います。新型コロナウイルス感染の収束が見えない中、最近の記録的豪雨などによる大規模自然災害等が起きた場合、町民、住民への連絡、避難伝達等々の危機管理対応マニュアルは策定はされているとは思いますが、果たして町民一人一人がそのマニュアル内容をどの程度認識しているのか甚だ疑問であります。どんな立派なマニュアルでも町民の認識度が低ければ、それは絵に描いた餅になってしまいます。大切なことは、マニュアルの中で町民に理解を必要とする重要な部分、町民に知っておいてもらいたい部分について、どうかあらゆる手段を用いて周知を図る努力をお願いをするところがございます。

さらに申し上げるなら、有事の際、具体的に行政ができることはどんなことなのか、どこまでならできるのか、できないことは何なのか、ぜひ分かりやすい言葉で周知を図るようお願いかたがたご期待を申し上げまして、令和元年度出雲崎町決算審査意見の説明を終了いたします。どうぞご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

以上で終わります。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第64号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第64号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第56号から議案第64号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託をします。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩をいたします。

（午前11時17分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（仙海直樹） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会の委員長に中野勝正議員、副委員長に三輪正議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第65号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（仙海直樹） 日程第21、議案第65号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第65号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正を行っております。

初めに、歳入歳出予算の補正につきましてご説明申し上げますが、歳出予算の主なものを申し上げます。2款の総務費では、7目企画費に新型コロナウイルス感染防止対策として行政区が実施する事業に対する補助金を計上いたしました。

9目の空家等対策費には、尼瀬の町有建物を地域の寄り合い場所として改修する工事費を計上しました。

3項1目戸籍住民基本台帳費には、戸籍総合システム改修委託料を計上しました。

3款の民生費には、過年度の精算に伴う国県補助金の返還金を計上しております。

3款の1項8目保健福祉事業費には、新型コロナウイルス感染対策として実施する高齢者のフレ

イルを防止するための訪問活動自動車を購入する補助金を計上いたしました。

4款の1項2目予防費では、新型コロナウイルス、インフルエンザの感染症の同時流行を防止するため、インフルエンザ予防接種臨時助成金を計上いたしました。

6款の農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症の影響による農業者及び漁業者の事業継続の下支えといたしまして、1項3目農業振興費には農業者に対して助成金を交付する農業者支援事業補助金を、また3項1目水産業振興費では漁業者に対し助成金を交付する漁業者支援事業補助金を計上いたしました。

7款の商工費では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の商品開発や新たな販路拡大を支援する助成制度を新設いたしました。

また、3目の観光費には日本遺産北前船交流特別公演の開催経費を計上いたしました。

8款の土木費では、2項3目道路新設改良費で社会資本整備交付金の交付決定に伴いまして、関係事業費の組替え等を行っております。

5項の住宅費では、羽黒町町営住宅外壁改修工事費を新たに計上いたしました。また、新定住支援金を計上し、新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金を追加いたしました。

10款の教育費では、4項社会教育費に稲荷町の旧津又邸を改修して町家展示施設を整備する工事費を計上いたしました。

続きまして、歳入予算の主なものをご説明を申し上げます。16款の国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加いたしました。

20款の繰入金では、前年度繰越金を全額計上したことなどにより、財政調整基金を減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ6,516万8,000円を追加し、予算総額を40億513万7,000円とするものであります。

次に、第2表の地方債補正につきましてご説明を申し上げます。地方債の補正は、観光イベントの中止によりまして、観光イベント事業債を老人福祉事業債に振替をしました。また、発行可能額の決定によりまして臨時財政対策債の起債限度額を追加しております。

以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

主な事業につきましては、資料といたしまして補足説明資料を添付してございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、一覧表にまとめたものをお示ししてございますので、参照いただきたいと思います。

それでは初めに、歳出予算につきまして説明いたします。補正予算書240ページをお願いいたしま

す。2款総務費です。5目財産管理費、10節、庁舎自動水栓化修繕料であります。今回の補正予算におきましては、感染症対策といたしまして、公共施設の自動水洗化に係る修繕料を計上いたしました。設置する場所は、不特定多数の方が使用する施設の手洗い場等といたしまして、感染症予防に効果がある場所を選定しております。設置する器具は、電池式センサー水栓を標準といたしました経済的なものとしております。設置する施設、設置個数は資料18ページに記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

次に、241ページをお願いいたします。7目企画費です。18節に地域コミュニティ感染症防止対策事業補助金を計上させていただきました。こちら資料19ページをご覧くださいと思います。資料19ページに同事業の概要を取りまとめたもの、別紙1というものでございますが、添付してございます。事業の内容であります。これは、地域コミュニティ、いわゆる行政区が実施する感染防止対策に対する経費を補助するというものであります。補助対象者は行政区となります。補助対象とする経費につきましては、記載のとおり衛生用品、衛生設備、あと集会場に設置する衛生設備等を対象としております。また、同補助金につきましては現行の町の地域づくり推進事業補助金、これは補助率2分の1の限度額15万円のものでございますが、こちらの補助金との併用も可能でございます。対象となる使用例として4例ほど示してございますが、経費がかさむもの等につきましては、地域づくり推進事業と併用しての設置ということも可能でございますので、検討いただきたいと思います。補助金額は、1行政区当たり3万円を基本額に、世帯1人当たり3,000円を加算したものを限度額としております。10分の10の補助ということで予算計上させていただいております。

また、予算書241ページにお戻りいただきたいと思います。9目の空家等対策費でございます。14節に尼瀬町有建物改修工事を計上いたしました。施設の名称は、このたび寄り合い処「気楽らんく」というふうなことでつけさせていただきます。小字の名称と道路のクランクを合わせた造語でございます。寄り合い処「気楽らんく」でございます。改修内容につきましては外壁の全部を改修するもの、内部につきましては洗面脱衣所と廊下の床張りを行うこととしております。資料の9ページに図面がございますので、参考にしていただければと思います。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費です。12節、戸籍総合システム改修委託料であります。令和5年度から全国一斉に運用されます新しい制度に向けた作業でございます。新しい制度が施行されますと戸籍謄抄本の提出が不要になること、また本籍地以外の市町村においても戸籍謄抄本の取得が可能となるというものでございます。今回の補正では、戸籍付票システムを改修するというものです。こちら資料の10ページに事業内容を掲載してございますので、参照いただければと思います。

続きまして、244ページをお願いいたします。3款民生費でございます。8目保健福祉事業費、18節、自宅でフレイル対策訪問活動車両等購入事業補助金でございます。今ほど町長説明にもあったとおりでございますが、外出自粛等により高齢者のフレイル、いわゆる虚弱を防止するために町の社会

福祉協議会が実施する事業で使用する訪問自動車等を購入する経費を補助するというものでございます。補助率は10分の10以内としております。

次に、245ページ、4款衛生費でございます。2目予防費、インフルエンザ予防接種費用臨時助成金であります。こちらにつきましては、資料の20ページをご覧いただきたいと思っております。資料20ページ、別紙2でございます。事業内容につきましては、新型コロナウイルス、それとインフルエンザの感染の同時流行を防ぐというふうなことで、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するというものでございます。助成対象者は記載のとおりでございます。町内の18歳から64歳の方の希望する方でございます。ただし、現行の制度の接種対象となっている方は当該臨時助成事業からは除かれます。現行事業につきましては、このとおり妊婦、また6か月から満18歳に達した日までの子ども、それと65歳以上の方々がそれぞれ記載のとおり現在助成制度がございます。これに該当しない方について助成をするというもので、この臨時助成事業を含めると、本町におきましては全町民の方がインフルエンザの予防接種の助成が対象となるというふうなことでございます。助成額は1回1,500円、接種期間はご覧のとおりとなっております。

また予算書にお戻りいただきたいと思っております。246ページになります。6款農林水産業費です。3目の農業振興費、12節、特別栽培米PR看板作製業務委託料であります。特別栽培米としております出雲崎の輝き、このPR看板を設置するというもので、米田の除雪車の格納庫の案内看板でございますが、その裏面に設置したいというものであります。

18節、町農業者支援事業補助金でございます。こちらにつきましても資料のほうで説明させていただきます。資料21ページになります。21ページ、別紙3になります。事業内容につきましては、今年度新型コロナウイルス感染症の影響によりまして酒米の需要が減少した、また主食用米の消費量が減ったというふうな背景で米価の下落、それに伴い農業経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえて、農業者の事業継続を下支えするために設けた制度でございます。支援対象といたしましては農業者で、JAを通じての補助といたします。支援内容は2つございます。1つは用途転換に対する支援。これは、酒米に関する五百万石になります。五百万石で販売した場合と米粉用に転換して販売した場合の差額、その3分の2に相当する額を支援するというものでございます。もう一つは、価格の下落に対する支援でございます。こちらは、コシヒカリ、新之助、五百万石を対象としております。昨年と今年の仮渡金、この差額の3分の2に相当する額を農業者に支援したいというふうなものでございます。予算計上額につきましては、4番の記載のとおりでございます。右側に今年の仮渡金の概要が記載されてございます。

また246ページにお戻りいただきたいと思っております。次、4目の農地費です。18節、多面的機能支払交付金の追加であります。こちらは、新たに滝谷集落、桂沢集落が取り組むことによる追加ということになります。

2項2目林業振興費です。10節の林道等修繕料の追加につきましては、林道小竹稲川線ほか2路

線の修繕料の追加です。12節、林道地質調査業務委託料は、林道船橋田中線の地質調査の追加ということになります。

次に、247ページをお願いいたします。3項1目、水産業振興費であります。18節、漁業者支援事業補助金です。こちらも資料で説明をさせていただきます。資料22ページになります。別紙4になります。事業内容につきましては、漁業者の水揚げ高、収入が減少しているという状況を踏まえて、漁業者の事業継続の下支えを行うものであります。支援の対象となる漁業者は、ご覧の3項目の全てに該当する漁業者ということになります。今想定では本町では15漁業者が該当する見込みというものであります。支援の内容でございます。今年の3月から来年の3月まで、それを支援対象期間としております。その期間において、記載のとおり支援対象月となる、いわゆる同月に比べて漁協全体の水揚げ高及び平均魚価が減少した月が支援対象月になります。この支援対象月において漁業者の収入が減少した場合、その経費の3分の2を支援するというものであります。支援する助成対象となる経費は、魚箱代、氷代、それと販売手数料、こちらはいずれも競り等に必ず発生する費用でございます。このかかった経費の3分の2の額を漁業者に支援するというふうな立てつけになってございます。総額で600万円を予算計上させていただきました。

また予算書の247ページにお戻りいただきたいと思っております。7款の商工費でございます。2目商工業振興費、18節、ふるさと逸品開発等支援助成金であります。こちらも資料で説明をさせていただきます。資料23ページご覧いただきたいと思っております。別紙5になります。事業内容につきましては、新しい商品開発、製造並びに加工及び店舗等の販売促進を行う事業者に対して助成するというものでございます。補助の対象となる経費は、こちらも2つございます。1つは商品開発等に係る経費。ここにありますように商品開発、パッケージ開発、テストマーケティング等の経費を想定しております。いま一つは販売促進に係る経費です。広告関係の経費がこちらに含まれるかと思っております。補助額といたしましては、1事業所当たり1回ですが、補助対象経費の5分の4以内、上限額を100万円とさせていただいております。このたびの予算におきましては、商品開発には2申請、販売促進には5申請程度申請していただけるだろうというふうなことで予算計上をさせていただいたところでございます。

再度予算書のほう247ページをお願いいたします。247ページ、3目、次に観光費であります。7節及び12節でございます。こちらは、日本遺産北前船交流特別公演事業に係る経費であります。感染防止対策を徹底した上で、佐渡市から鼓童等を招聘して、11月22日に町民体育館で開催したいと思っております。

次に、248ページをお願いいたします。5目の天領の里管理費です。14節、夕風の橋修繕工事を計上しております。修繕箇所は、モニュメント付近と橋のたもと2か所でございます。天領の里事業運営基金を充てて修繕したいと思っております。

次、8款土木費であります。2目道路維持費、12節、町道維持作業委託料を追加してございます。

これは、主に町道の支障木伐採の経費でございます。除雪前に作業を終える必要がございますので、このたび追加をさせていただきました。

3目道路新設改良費です。14節、新設改良舗装工事を追加してございます。主に町道小木常楽寺線、それと町道太屋線の工事の追加となります。

5目の排水路費です。排水路整備工事の追加は、尼瀬地内と松本地内の排水路ということで予算計上してございます。

5項住宅費、1目住宅管理費であります。14節、羽黒町町営住宅外壁改修工事です。これは、建物全体のひび割れ、欠損、鉄筋露出の修繕をする必要がございますので、このたび予算計上をいたしました。

2目、街なみ環境整備費、14節、街なみ案内看板設置工事であります。四季彩小路を活用して天領の里から街並みへの一帯の案内をする看板、それを1基ですが、天領の里第2駐車場に設置したいというものでございます。

次に、250ページであります。3目住宅環境整備費です。7節、新定住支援金、ひまわりハウスに入居している転入世帯が町内に住宅を取得して定住することによる支援金で、1件の追加であります。18節、新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金、こちらは3件を追加し、今年度は13件の利用を見込んで予算措置をいたしました。

次に、10款教育費であります。250ページと251ページにまたがりませんが、1項の教育総務費、それと2項の小学校費、3項の中学校費共通となります。このたび新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、学習指導員1人を配置するというものでございます。補正予算第5号におきましては、小学校費と中学校費にそれぞれ予算措置をしたところでございますが、小中学校同じ学習指導員が当たるというふうなことで、このたび1項の教育総務費に組み替えて執行することといたしました。また、小学校、中学校とも遠隔学習環境の整備をするということで、モバイルルーター、授業用のカメラを整備する経費を計上してございます。

次、253ページをお願いいたします。6目の良寛記念館管理費、18節、良寛記念館応援倶楽部てまりの会補助金であります。年会費、個人会員一般で1口1,000円、協賛会員は同じく1万円ということで、申込みに当たりましてはメール、ファクスまたは窓口など広く募集をしたいというものであります。今後のスケジュールといたしましては、速やかに会員募集を行いまして、10月下旬をめどに設立総会を行うというふうなスケジュールで進みたいというふうに思っています。内容につきましては資料の11ページに記載してございますので、参考にいただければと思います。

次に、254ページをお願いいたします。7目の町家展示施設整備事業費であります。新たに設けた目であります。14節に町家展示施設整備工事を計上しております。これは、旧津又邸の外壁等を改修して、併せて内部に展示室を設けるというものであります。外壁は町道に面したところ、正面と脇でございますが、そこに下見板張り、それと塗装で景観を整備いたします。内部につきましては、

一部は床の改修、それと畳の入替え等を行うというものでございます。図面につきましては資料の12ページ、13ページに添付してございますので、参考にしていただければと思います。歳出予算の補足説明は以上でございます。

続きまして、歳入予算につきまして補足させていただきます。236ページをお願いいたします。16款国庫支出金です。2項の6目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。このたびの補正では、6,403万2,000円を充当させていただきました。充当した事業につきましては資料の15ページ以降に一覧が記載されてございますので、参考にしていただければと思います。

次、237ページ、18款財産収入であります。土地売却収入です。これは、岩船町地内の町有地の売却に伴う収入であります。

19款寄附金です。一般寄附金になります。明治安田生命保険が行っておりますゆかりの市町村等に寄附をする私の地元応援募金というプロジェクトがございますが、それによりまして本町に寄附をされたものであります。

次、238ページ、20款繰入金です。1目の基金繰入金の財政調整基金繰入金になります。これは、21款の繰越金の関係もございしますが、繰越金をこのたび全額予算化いたしまして、これまで予算計上しておりました財政調整基金の繰入れを減額させていただきました。歳入歳出予算は以上でございます。

次に、233ページに戻りまして、第2表、地方債の補正でございます。地方債の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして出雲崎「美食」街めぐりのイベントが中止になったことから、過疎対策事業債ソフト分について、観光イベント事業から老人福祉事業に振り替えたものでございます。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 245ページ、民生費の児童福祉費の中で両保育園に支援する費用があると思うんですけども、その中の事業規模で、これは資料の3ページのほうがいいのかな、出雲崎こども園に50万円と小木之城保育園に25万円ですか、これ両方とも園児数等々そんな大して変わらないと思うんですけど、支援金額が倍の格差になっていますけど、この辺のことを教えてください。

○議長（仙海直樹） こども未来室長。

○こども未来室長（矢川浩之） 245ページの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の関係ですが、それぞれ内訳が出雲崎こども園が50万円、あと小木之城保育園が25万円となっております。こちらのほうですが、3月の補正でも上げさせていただきましたが、コロナウイルス対策消耗品関係の購入に関する補助の内容となっております。1事業所50万円が上限となっておりますが、一応今回それぞれ両保育園、ちょっと金額のほうを照会させていただきました、小木之城保育園のほう

は消耗品関係、消毒とかマスク、その辺のものの購入と、あと出雲崎こども園のほうにつきましては若干の備品が入ってございます。備品の内容といたしましては、出雲崎こども園のほうでサーマルカメラハンディタイプというようなものと、あとサーキュレーターの備品関係があつて若干金額のほうが違ってございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） ありがとうございます。せっかく上限50万円なので、申請が出雲崎こども園はマスクとかそういう消毒液で、あと備品等々で50万円使つて、小木之城保育園がその辺使えないというのは、せっかくあるので、ましてや子どもさんとかいるので、できる限り使つてもらつたほうがよかつたのかなと思つました。以上です。

もう一つあるんですけども、253ページの4項の社会教育費の6目良寛記念館管理費の16節の公有財産購入費、ここにエアコン追加とありますけれども、これ当初予算はたしか8畳用で2.5キロワットですか、13万円ちょっとだったと思うんですけど、これ追加ということはプラスで40万円近くなるんですか。それというのは、今コロナ対策の換気機能がついたエアコンに替えるためなのか、それとも台数等々また変更で追加で14万5,000円上がつてきているのか、その辺お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 大変表記が紛らわしくて申し訳ありません。エアコン追加ということになっておりますが、この表記については当初1台、今ほど話がありましたように、1基設置をすることで予算をいただきました。今回のエアコン追加という部分は別の部屋で、収蔵庫なんですけれども、良寛の書関係を収納しておく部屋なんですけれども、こちらのエアコンが1台今あるんですけども、壊れまして、修理が不能、部品調達がもうできないということで、今回新たに別の部屋に新しく設置するという意味で予算を計上したものでございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 244ページ、保健福祉事業費、8目の18の自宅でフレイル対策訪問車両等購入ということになるんですけども、車を買うことには本当に異議ないんですけども、フレイルということは健康から状態が悪化して、虚弱化して要保護になるというような段階の間ということなんです、その基準というものはあるものなのかどうなのか。今どれぐらいのことを考えておられるのかどうか。

それと、もう一点、248ページの観光費の18節、「美食」めぐり実行委員会ということで減額になっているんですけども、これについては今現在山形、福島、新潟と連携を取りながらいろいろな対策も取つてやっているんですけども、それなりのソーシャルディスタンスを取りながら「美食」街めぐりができないものかなというふうにちょっと考えたもんですから、今後どういうふうを考える

のか、その2点だけお聞かせ願いたい。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補正予算書の244ページの自宅でフレイル対策事業の訪問活動車両購入事業補助金ということですが、まずフレイルという言葉に対する明確な基準というのは特にございません。要はだんだん弱っていくことをフレイルという言葉で今表現されております。今回の事業は、緊急事態宣言が出ました4月下旬から5月ぐらいにかけまして、生きがいデイサービスとか、各地域でやっていますサロンとか、そういった事業を全て休止しておりました。その間今回の事業と同じように社協の職員から訪問等をしていただいて、状況の確認等をしておりました。今回交付金が出るということで、車両を購入させていただきまして、今でもやはりコロナを怖がってそういった事業に出ていない方もいらっしゃると思いますので、そういった方に対しまして引き続き訪問をして、お互いで話をするだけでもかなり違うものだと思っておりますので、そういった活動に利用させていただければと思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 「美食」街めぐりの関係ですけれども、今回減額させていただきましたものは、9月26日に実施予定でしたものを減額させていただきました。今後につきましては、来月に関係のお店の方々と会合を開く予定にしております。それで、皆さんからご意見をいただきまして、冬実施する予定でおります「美食」街めぐりにつきまして、実施が可能かどうか、もし可能ならばどのように実施したらいいか、その辺につきましてお話をさせていただいて詰めていきたいというふうに予定をしておりますので、現在は6月分、それから9月分について減額をさせていただいて、あと1回分については今のところ予算としては確保してあるというような状況です。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 自宅のフレイルということで、私は知識の中では健康から徐々に弱って行って、要介護になっていく、その中間的なものの考え方だと自分の中では認識していたんですけども、今のお話聞いて、基準点をどういうふうを持つのかなというような、今までだと地域のサロンなりいろいろな会合があるわけなんですけれども、そういう人たち、我々の集落では地域的には寄ってやっておるもんですから、そういうのにも使っていただいて有効に利用してもらいたいと思います。

また、美食巡りについては、今Go To トラベルも東京も参加するみたいないろいろな話が出ていますけれども、山形、福島、3県、そちらのほうからも呼び寄せるような対策も、県外客も受け入れて「美食」街めぐりをできるように、一つの方向をしっかりとまた行政のほうでも検討願いたいと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 3点ほどあります。241ページの、これは総務費になります。この中の14節の中で旧津又邸のこの工事の減と尼瀬町有建物の改修工事ということがありますが、旧津又邸のこの地図見る限りは裏のほうに出れるような形で避難口というのが必要かなと思うような気もするんです。表から入って表からだけになると、これもちょっと危険かなというのがまず1つと、ここから表から入って裏から出て、また港のほうに行けると、隣の妻入り会館に逃げれるような流れも考えていただきたいなというのは思います。

それと、尼瀬の町有建物の改修ということで、外装工事についてはこれは業者がやるんですが、内装については地域おこし協力隊員がメインでやるということですので、できるだけ彼らに責任を持たせて、町の町民の一環として中のほうは私たちが何とか予算の中でやるというふうな考えを持たせてやっていただきたいと思います。

次に、248ページ、これは商工費の中の14節、夕風の橋改修工事の中で1つ聞きたいのが、モニュメントと橋の周りですが、あそこのテラスですか、板張り、模造の材木というか、プラスチックなんですけど、あれは結構浮いたり穴が空いたりしている、そこも当然直すというふうに思うんですけども、あそこのところは膨張差で今剥がれているのがびいんと伸びるんです。中で張ったような形になって非常に夜は危険な部分かな、今コーン置いてありますけども、その辺も頭に入っているのであればいいですが、その辺をちょっとお聞きしたいということと、次に249ページの住宅費の中の街なみ案内看板設置工事の中で、これは四季彩小路のところというふうに言われていましたけど、やはり良寛記念館、それから天領の里、どういうふうにつながるかということで、それを含めた中でルートをつくった看板工事をやっていただきたい。例えば例で言うなら、前も言いましたように、七夕のときにはそこに俳句の文字を入れて、それを持って良寛記念館に行って何かを、景品とか何かの、ここはいいあれだなとか、いい作品だなとかいうふうになるような形の流れをつくるような工事というふうにしてもらいたいと思うんですが、その辺の今の3つの考えについてお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） それでは、1点目の旧津又邸の改修工事についてでございます。ご指摘のとおり、今回中の建物の内部にまで見学していただくようにいたしましたので、その辺の安全面につきましても十分配慮した中で工事を進めたいというふうに思っております。

もう一点の尼瀬町有地の建物の改修についてでございます。内部は地域おこし協力隊員がより皆さんに使い勝手がいいようにということでございますが、あくまで装飾関係しかできませんので、基本的な部分で必要なものがあれば、また今後ご相談をさせていただいて専門の方を入れるところもあるかもしれませんが、基本的には地域おこし協力隊員が皆様の意見を聞いて整備する方向で進

めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 夕風の橋の修繕工事の関係ですけれども、ここにつきましては現在コーンが置いてある場所、それから橋の中間のところの手すりのところがたがたしているところがあるので、そこを直すこと、それから先端の部分の椅子になっている部分の板があたけているので、その部分を改修すると、それから手すりの上の部分で蓋が取れている部分とか、そういうのもありまして、その辺いろいろ不具合がある部分を併せて直していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 249ページ、5項住宅費、街なみ環境整備費、14節工事請負費の観光案内板設置工事でございます。補足の説明がございましたが、設置場所につきましては天領の里第2駐車場の街並側の植え込みあわせの中、ちょうど下りる階段がございまして、正面には四季彩小路がございまして、考えましたのは、まずはせっかく造った四季彩小路、何とかこれを使って街の中に人を呼び込みたいということで、取り急ぎ看板を設置させていただきたいというものでございます。そのほかの観光施設を利用したルートづくりのための観光看板、この辺につきましては、街並み再生・交流推進室等々の中で再度検討しながらご提案させていただければというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 247ページ、商工費の中ですが、2目の中で町ふるさと逸品開発支援助成金と、700万円で、あと別紙のほう見ているんですが、この中に商品を開発すると、あと販売PR等に使うということなんですが、これは例えば何々を新しい商品ができたから、これを大いにPRをして売り込みたいということであれば、1つについて両方とも兼ねられるのかどうか。それと、新製品を開発するにはそう簡単には、短期間にはできないと思うんで、これはいつまでの期間なのか、この2点を聞かせてもらえますか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） ふるさと逸品開発支援事業につきましてはですけども、商品開発、それから開発したものをPRするというような流れになるかと思えます。ですので、それぞれ商品開発につきまして申請をしていただければそれはそれで、それからそれについてインターネットで広告を出しますとか、そういうものにつきましては（2）のところそれぞれ申請していただければということで、100万円の2口ということでご理解をいただければと思っております。

それから、期間につきましては、これも新型コロナウイルス感染症の関係の交付金を充当させていただく予定にしておりますので、今年度いっぱいという形でお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） なかなかこれ受ける方も来年の3月いっぱいにはある程度終わらなきゃ駄目だということは、かなり駆け足の開発になるんじゃないかなということでもちょっと心配しております。それとあと、皆さんの参加の周知をどういうふうな形でやられるのかということと、それと今町はふるさと納税に力を入れておりますけれども、他の町村から見ますと返礼品の品物がかなり少ないと思うので、その辺も考え合わせて、ぜひ販路は例えばふるさと納税のほうに大いに流してくださいとか、そういうふうなことをしたらいいんじゃないかと思うんですが、この2点お願いします。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 9月議会で予算をお認めいただけましたら、広報関係を利用してPRをしていきたいと思っておりますし、併せましてホームページ等でお知らせをしていきたいというふうに思っております。

それから、返礼品の関係は総務課長からということをお願いします。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） ふるさと納税の返礼品につきましては、毎年新しい産品を加えようということで町内の事業者さんに当たっているところでございます。この事業を使って新しいそういった魅力的な商品ができれば積極的に返礼品ということで採用させていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 241ページの町地域コミュニティ感染症防止対策事業補助金についてお聞きしたいと思います。

これ非常にいい補助金だなと思うんですが、各行政区でこういうものが必要だとか、こういうことを対策したいとかということが非常にこの資料を見ますと幅が広いように感じられて、各行政区にそれなりに区長会議等での説明があると思うんですけれども、ここに使途例として4例出ておりますが、非常に多岐にわたると思うんです。そういうものについてこういうこともできる、ああいうこともできるということが各地域、行政区での発想がないと、なかなかこれ難しいと思うんですけれども、このところは使途例等をもっと増やしてきちんと説明されるご予定かどうかというふうにお聞きしたいんですが。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） この事業の狙いの一つといたしましては、出雲崎全体、町民も含めて感染対策について真剣に考えようというふうなことも趣旨に含まれているものでございます。補助金の額からするとさほど多くはないんですけれども、これを契機に地域内で話し合っ、いろいろな感染

対策を具体的に進めていただきたいというふうに願っております。10月に行政区長会議がございしますので、その席でも丁寧に説明させていただきたいと思っておりますし、基本的に今回は例示を示させていただきましたが、これに限ることなく、いわゆる感染予防対策ということであれば広く対象にしたいという方向で考えておりますので、さらにまた詳しい資料を今後作成しまして、分かりやすい形で説明に努めたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 247ページの観光費の中の委託料で、日本遺産北前船交流特別公演事業で、すごいですね。鼓童が来るんですね。なかなか鼓童なんて呼べませんよ。450万円、これぐらいかかるの分かりますね。私はせっかく鼓童が来るんだったら、子どもたちはどのように考えているんですか。一般町民対象ですか。要するに小学生、中学生聞かせてあげたいですね。そうしたときにどのように対応するのか。

それと、もう一つ、この中で小木ノ城振興会と秀和会がいるんですけど、正直要りません。鼓童はプロです。プロ中のプロです。450万円出してこの時間からこの時間までやってくださいと言えば、司会進行から運営から全部やってくれます。かえって敬老会か何かのときにこの人たち呼んであげて、今回鼓童だけでいきませんか。鼓童だけで十分町民の心を揺るがすすばらしい会ができるというふうに私は思いますけど、その2点。子どもたちはどうするのか。全席指定ということですけども、町民体育館って指定席つくと何人入れるんですか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 資料の5ページをご覧くださいと思います。その真ん中のところに記載をさせていただいてありますけども、町民を対象ということで、450名程度ということで予定をしております。感染症対策を取る関係で、どうしてもソーシャルディスタンスを確保するという関係から席の配置を考えまして、可能な人数を算出しましたところ、450名程度というふうな形になりました。それで、町民の皆さんからお聞きしていただければ一番いいのですが、多くの方が入れない状況ですので、抽せんという形で指定席を決定させていただきたいというふうに思っております。それで、10月になりましたら各戸に申込書を配布させていただきまして、それで応募していただきまして、厳正な形で抽せんをして、どこに誰が座るかというようなものを決めて対応していきたいと思っておりますし、あと感染症対策の関係で入り口で検温する、それからマスク着用義務化とかいうような形を取らせていただく予定であります。ですので、小中学生に聞かせたいというのは私も同じ気持ちですけども、今回につきましては感染症対策を優先ということで、抽せん決定させていただくというふうな形をお願いをしたいと思っております。

それから、鼓童さんの前に小木ノ城太鼓さん等の出演をお願いしてありますが、これにつきましても、鼓童さんをお呼びする関係で鼓童さんと打合せをさせていただいたときに、せっかくですの

で、地域のほうでそういうことをやられている方がいらっしゃいましたら、自分たちの前にそういう方々から出演していただいてというのを鼓童さんのほうからお話の提案をいただきましたので、町のほうで段取りをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 資料の17ページにも載っているんで、資料的には見せていただいているんですけども、鼓童というのはじっくり、ゆっくり、じっくり聞くグループじゃないですよ。迫力ですよ。100m先にいても胸に響くような、そんなチームですから、私は体育館の中だけにこだわることはないと思うんです。というのは、2階席どんどん開放していけばいいと思うんです。そうすればもっと人が入れます。それと、本当に鼓童がこんな町に来るなんていうのはあり得ません。ぜひ成功させていただきたいんですけど、抽せんというのが私は気になる。せっかく聞きたいという人が抽せんに漏れたんじゃないかなというふうに思うんで、まだまだ日がありますので、何とかまい方法を考えていただいて、抽せん、確かに450人というキャパからすればそうなるんでしょうけども、一人でも多くの方をぜひ入れられるように、2階席も全部開放して、全部取っ払って、ステージが見えなくても音だけ聞こえるんだというぐらいのステージでもいいじゃないですか。鼓童が来るんだから、それぐらいのことを考えてください。ぜひお願いいたします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 私は、236ページ並びに239ページの歳入についてお聞きします。

その中で土木費国庫補助金と地方創生推進交付金、これ金額が減になっているんですが、町はどちらも全部大きく事業としてやっているんです。やっている中で、国と県との話合いの中で多分こういうふうに相手が認めてくれなかったということだろうと思うんですが、こういうふうなのはやはり私は町のためになるものだから、交付金は全額いただけるような考え方でやっていただきたいなという思いがあるんですけども、この辺の考え方について聞かせていただきたい。

もう一点は、239ページにあります雑入10万円書いてあるんですが、これ地域おこし協力隊の坂東さんがいろいろやってくれた中で収入として上がったんだろうというふうに理解しておりますが、私は雑入で町に上がることは非常にいいことで理解しているんですが、やってきている本人、坂東さんに対して縛りがあるんじゃないかなということで、坂東さんのそこには何がしの対価が行っていないのではないかなというふうに推測されますが、この辺についての考え方について2点聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 236ページの歳入でございます。3目土木費国庫補助金でございます。社会資本整備交付金。社会資本整備交付金の減額168万6,000円につきましては、お受けのとおり、当初

要望はいたしました、要望どおり満額はついてこなかったというものであります減額でございます。主なものにつきましては、米田町営住宅の外壁の改修工事4棟分を要望いたしました、3棟分程度しかございませんでしたので、その分を社本交付金減額しております。

次に、防災・安全交付金でございます。こちらにつきましては、主に道路改良工事に係る経費の分でございます。要望はいたしました、届かなかったということで減額補正でございますし、その中で道路メンテナンス事業というものがございます。橋りょうの点検と補修でございますが、これを交付金から独立した補助金のほうへ組み替えておるということで、この春頃に動きがございました。ということで、防災・安全交付金、大幅な減額となっておりますけども、道路メンテナンス事業分を2節道路橋りょう補助金の道路メンテナンス事業補助金ということで新たに計上させていただいております。ただ、トータルしますと要望には届かず交付決定が来たということで、減額補正させていただくものでございます。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 続きまして、国庫補助金の地方創生推進交付金の減についてお答えいたします。

このたびの減につきましては、良寛記念館で実施しております良寛書画展等、そういったイベントが中止になりました関係で、その特定財源となります補助金を減額するというものであります。

いま一つ、雑入の地域おこし協力隊員のユーチューブの広告収入でございます。これは、ご案内のとおり、今ほどご指摘のとおり、坂東さん、地域おこし協力隊員のアップしております25歳の古民家暮らし等のユーチューブ掲載したものが一定の登録者数及び再生時間を超えますと広告掲載になりまして、広告クリック当たり幾らという形で入るものでございます。比較的人気がございまして、広告収入に該当するようになってきましたので、このたび歳入予算としたものでございます。これにつきましては、いわゆる地域おこし協力隊員の本来業務として行って作成したユーチューブのアップに係る収入ということで、町のほうの歳入としているところでございます。このほかにもご本人はプライベートの時間で作った動画等をアップして、そういったものについてはご本人の収入というふうな区分けとさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 241ページの戸籍付票のシステム改修です。この資料によりまして、端的に、これ要は国からのことなんです、住基ネットとの中継サーバーの設置ということは、非常にざっくり言いまして、要は国からのことなんだから、中継サーバーの構築も国でやってもらえないかな。ということは、これ全国のところは全部各自治体が構築しなければならないと、こういうことなんです。これでいうとしようがないのかなと理解はしているんですけど、それを全部各自治体がやらなくちゃいけないのかどうなのか、どうも何かちょっと分かったような分からないような、そういうことなんです、どうでしょうか。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 中継サーバーの設置の件でございますけれども、これは全国一律でつけるという形ではございません。それぞれの自治体が今どういう形で住基ネットを構築しているかによりまして、中継サーバーが必要な市町村とこれは必要ないというところの市町村、それが出てきております。こちらのほうも国からの仕様書が出てまいったときに、その中で私どもの町が住基ネットの関係のクラウドを組んでいるんですけれども、そうしますとどうしてもクラウドを組んでいる、私どもは3町村で組んでおるんですけれども、それぞれそれを使うに当たってはどうしても中継サーバーを1つ入れないと今回のシステム、戸籍のほうに接続ができないということで、私どもも何度もそれは必要なくできないのかというような話はしたんですけれども、やはりそこは必ず必要だと。それも仕様書にうたってあるもんですから。ただ、それは国庫補助の対象にはなりませんというようなことで国からも回答をもらっているというようなところでございますので、このたびのものにつきましては全額補助というところにはいかなかったというようなことになっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） もう一点聞かせてください。

255ページの給与費明細書中で、補正前と補正後の比較がその他の特別職で2名なっているんですけれども、この2名というのはどこから少なくなったんでしょうか、聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 256ページの給与費明細書でございます。特別職が今回2人減りましたのは、予算書でいきますところの242ページでございます。242ページの指定統計調査費というのがございまして、今年ちょうど国勢調査の年に当たっております。そこの国勢調査の指導員が2名分、施設については施設に業務委託ができるという形になりましたので、特別職から外して、2名分についてはそれぞれ施設のほうに業務委託をするということで減になりましたので、このような形になります。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第66号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（仙海直樹） 日程第22、議案第66号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第66号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算につきましては、1款の総務費にオンライン資格確認に伴うシステム改修委託料132万円を追加しまして、7款の諸支出金に過年度分の保険税の還付金16万円を追加しました。

一方、歳入予算では5款の国庫支出金に132万円を追加し、6款の県支出金に16万円を追加しました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ148万円を追加し、予算総額を5億742万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の197ページをお願いいたします。歳出予算では、1款総務費にオンライン資格確認等システム改修委託料132万円を計上しております。これは、マイナンバーカードの健康保険証利用が令和3年3月から本格運用される予定であり、そのための準備経費であります。なお、この経費は

全額国庫補助金が充当されます。

また、7款諸支出金には新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険税の減免に伴う前年度分の還付金16万円を計上しております。この経費は、全額特別交付金として財政支援されます。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第67号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第23、議案第67号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第67号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款の総務費に介護支援専門員更新研修受講料8万4,000円を追加しま

して、4 款の地域支援事業費に包括的支援事業委託料59万9,000円を追加しております。また、前年度の精算に基づきまして、5 款の基金積立金に760万9,000円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7 款の諸支出金に国庫支出金等返還金として741万9,000円、一般会計繰出金298万5,000円を計上しております。

一方、歳入予算では1 款の保険料に13万9,000円、3 款の国庫支出金に23万円、5 款の県支出金に11万5,000円、7 款の繰入金に一般会計繰入金19万9,000円それぞれ追加しまして、また8 款の繰越金に前年度の繰越金を全額計上いたしております。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ1,869万6,000円を追加しまして、予算総額を6億5,869万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の205ページをお願いいたします。4 款地域支援事業費では、地域包括支援センターで使用している軽自動車のリース期間が10月末で満了するため、今回買取りするための予算を追加しております。

206ページをお願いいたします。5 款基金積立金では、前年度の精算に伴い760万9,000円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるものです。これによりまして、同基金の年度末残高は1億219万4,000円となる見込みです。

また、7 款諸支出金に前年度の国県支出金等の返還金を計上しております。内容としては、介護給付費負担金や地域支援事業交付金、支払基金交付金が過大交付となったため返還するものです。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、中野議員。

○3 番（中野勝正） 204ページと205ページにまたがるんですけども、繰入金のその他一般会計繰入金金の8万4,000円、これ職員給与費等繰入金追加になっていた中で、歳出のほうでは役務費の中で同じように介護支援専門員更新研修受講料というふうになっているんですけども、この中で私がお聞きしたいのは、8万4,000円の職員給与のところに繰り込まれちゃうと、年間のあれでいくと、職員がお金をいただいたというふうに解釈するようになるんですけども、そうすると普通に考えれば町の仕事をした中で受講料行くわけなもので、それを個人の給与のほうに繰り込まれるということは可能なんですか。その辺がちょっと疑問に思ったもので、聞かせてもらいたいんですけども、お願いします。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補正予算書の204ページの繰入金で職員給与費等繰入金とあります。等の中に当然給与費以外の事業に充てるための繰入金も含まれておりますので、今回の場合はあくまで歳出の205ページにあります介護支援専門員の更新研修受講料に充てるための繰入金になっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（仙海直樹） 日程第24、議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第25、議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第68号及び議案第69号について、関連がございま

すので、一括してご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価委員会の委員をお願いしておりますところの中野正和氏と小黒重幸氏が令和2年10月3日をもちまして任期満了を迎えます。引き続き兩名を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いしたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第68号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第69号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号並びに議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号並びに議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第68号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第69号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第70号 教育委員会委員の任命について

議案第71号 教育委員会委員の任命について

○議長（仙海直樹） 日程第26、議案第70号 教育委員会委員の任命について、日程第27、議案第71号 教育委員会委員の任命について、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第70号及び議案第71号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第70号につきましては、現在教育委員をお願いしております村越隆夫委員の任期が令和2年10月26日をもって満了となります。その後任といたしまして、町の各種行政委員の経験が豊富で、商工分野でも活躍され、教育、文化に識見を有しておられますところの川西の松岡聡氏をお願いしたくご提案申し上げるものでございます。

また、議案第71号につきましてご説明を申し上げますが、同じく教育委員をお願いしております内山才子委員の任期が村越委員と同様に令和2年10月26日をもって満了となります。その後任といたしまして、教育に熱心で学校評議員など経験豊富で、教育行政に識見を有しておられる大寺の宮田よしみ氏をお願いしたくご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第70号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第71号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号並びに議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号並びに議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第70号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第71号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

(午後 零時 4 1 分)